

ISSN 1883-1656

RRC Working Paper Series

No.34



1930年代後期のコルホーズにおける 定款違反と雇用労働力の利用

日臺 健雄

(一橋大学経済研究所ロシア研究センター)

December 2011

**RUSSIAN RESEARCH CENTER
THE INSTITUTE OF ECONOMIC RESEARCH
HITOTSUBASHI UNIVERSITY
Kunitachi, Tokyo, JAPAN**

1930年代後期のコルホーズにおける 定款違反と雇用労働力の利用

日臺 健雄¹

はじめに

スターリン体制下の国家権力と農民との関係は、農業集団化を経て、1935年2月に開催された第2回コルホーズ突撃員大会において新たな農業アルテリ模範定款が策定され、同年7月に「農業アルテリに対する土地の無期限（永久）利用権確認証書の交付について」が法制化されたことを画期として、変化をみせた。この国家権力と農民との関係の変化の具体的側面をみると、新たな定款を各コルホーズが採択し国家登録する過程で各コルホーズに交付された「農業アルテリに対する土地の無期限（永久）利用権確認証書」（通称「国家証書」）という存在がみてとれる。この新定款の受容に伴って交付された国家証書は、各コルホーズに割り当てられた土地の永久的な利用を国家権力が保証するものであり、さらに住宅付属地の面積が具体的に設定される、すなわちコルホーズ農民による私的な耕作が公認されるものであることから、農業集団化の過程で土地を国家に奪われたという喪失感を抱いていた農民にとって、歓迎されるはずのものであった。そして、このようなコルホーズによる土地の利用権を永久に確定するという国家権力の側のいわば「譲歩」²を踏まえて、新アルテリ定款はコルホーズ単位で承認されていった。この承認プロセスは、形式的には、ロシア共和国のウラル地域に位置するスヴェルドロフスク州を例に挙げると、36年末までに9割方完了するに至った³。

ここにおいて、この国家権力の譲歩を伴う動きに対して農民の側がいかなる対応をしたのか、つまり、形態の上では新定款を受容したが、実態においては新定款にいかに対応したのか、という問題が浮かび上がってくる。新定款を各コルホーズが承認したテンポのみ

¹ HIDAI Takeo：一橋大学経済研究所ロシア研究センター研究員。E-mail: hidai@ier.hit-u.ac.jp

² この「譲歩」という評価については、例えばFitzpatrick S., *Stalin's Peasants*, Oxford, 1994, p. 121. 参照。

³ ただし、コルホーズ員総会における採択手続きにおいて、定足数不足などの問題が多数発生していた。

に着目すれば、そのテンポの速さから、新定款が農民にスムーズに受容されていったようにみえる。しかし、その受容はあくまでも形態上のものであり⁴、いったん採択された新定款の規定にコルホーズ員が違反する事例がみられた。つまり、30年代後半以降のコルホーズを根本的に規定する新定款の受容過程を考察するにあたっては、単に形態面での動きをみるだけでは本質的な部分で理解を誤ることになるといえるわけであり、実態がいかなるものであったのか、具体的には新定款をいかに農民が受容していったのかについて、考察する必要がある

そこで本稿では、農業集団化以来引き続く国家権力と農民との間の関係に一つの画期をもたらした35年新定款が農民の間で実態としていかに受容⁵されたのかという課題を設定した上で、この新定款に対する農民の対応を、ソ連を構成した最大の共和国であるロシア共和国の中でヨーロッパとシベリアとの境界に位置するウラル地域、就中スヴェルドロフスク州を主な対象として、現地の公文書館で収集した史料ならびに史料集の形で公刊された史料をもとに検討していく。その際、定款違反の全般的動向を把握するために、コルホーズ員である農民が個別に新定款に違反した事例やコルホーズ自体が新定款に違反した事例を検討した上で、定款違反の中でも特に注目すべき要素、すなわち新定款において原則として禁止された「雇用労働力」*наёмная рабочая сила*がコルホーズの耕作において広範に利用されていた点に着目する。新定款のなかで、農業アルテリ、すなわちコルホーズという協同組合が具体的に規定された条項をみると、それは、農民が「自発的に結成」（第1条）し、「すべての作業」が「組合員の個人的労働によってのみ行われる」（第13条）ことを前提とした上で、「一切の搾取者および勤労者の敵に対する完全な勝利を確保」（第1条）する組織であるとされた。つまり、ここにおいて、当該コルホーズに属さない外部の労働力を賃金の支払いと引き換えに雇用して、コルホーズの中核的な作業である耕作に従事させることは、社会主義をまがりなりにも自称する体制の下で組織されたコルホーズの存在意義そのものを揺るがしかねない問題をはらむことになる。

以下において、第1節では、新定款に違反した個別の事例を取り上げて、違反の傾向について検討する。その際、定款への違反行為が「違反」として顕在化する過程についても言及する。第2節では、新定款への違反の中でも特に重大なものとしてコルホーズによる雇用労働力の利用を取り上げた上で、その実態をみていく。そして最後に、本稿の内容を総括した上で、残された課題について言及する。

1. 新定款への違反行為の顕在化とその傾向

先述のとおり、1935年2月に開催された第2回コルホーズ突撃員大会において新たな農業

⁴ なお、新定款および国家証書をコルホーズ農民が受容する過程の形態的な部分については、別稿にて既に論じている。日臺健雄「1930年代後期ソヴェト農村におけるアルテリ模範定款の浸透過程」、一橋大学経済研究所ロシア研究センター・ワーキングペーパーシリーズ第33号、2011年9月、参照。

⁵ 「受容」の側面として、軽視、無視や違反も含まれる。

アルテリ模範定款が策定され、同年7月に「農業アルテリに対する土地の無期限（永久）利用権確認証書の交付について」が法制化されたが、これらの中央における動きを受けて、各地区では、模範定款をもとにして数値等を具体化した各コルホーズの定款の草案が作成され、各コルホーズのコルホーズ員総会において審議・採択された。そして、採択された定款は国家登録の手続きがとられた。なお、それらの定款の内容は、住宅付属地の面積など個々のコルホーズの条件を考慮して具体化された部分を除いて、原則として「模範」として示された定款の文面がほぼそのまま国家登録されていた。そのため、農業アルテリ定款をめぐる状況を考察する際には、住宅付属地など個別の具体的数字に関連する場合以外は、模範定款そのものを基準に議論を進めて差し支えないといえる。

つづいて、模範定款における定款違反の規定について検討していくこととする。

1.1 定款違反の罰則

模範定款において、個別の違反およびそれに対する処罰の手続きや罰則は、以下の通り規定されている。

(イ) 「高次」⁶の違反：「コルホーズおよび国家の社会的財産の窃取、アルテリの財物および家畜ならびに機械・トラクター・ステーションの機械類に対する妨害をした場合など」について、「コルホーズ制度の基礎を破壊するような犯罪行為」とした上で、「労農国家の厳格な法に則って処罰するために、アルテリによって裁判に付される」とされた（第18条）。

(ロ) 「低次」の違反：「共有財産に対する不経済ないし不注意な態度、正当な理由のない欠勤、不良な作業ならびにその他の労働規律および定款に対する違反」（第17条）については、コルホーズの理事会が下記の罰則を科すこととされた。すなわち、作業のやり直し（作業日には加算せず）、警告、戒告、総会における譴責、掲示板への記載、5作業日以内の科料、下級作業への配置換、一時的な就業禁止などである。また、上記に挙げた「アルテリの講じたすべての教化および処罰の方策が効果をもたなかった場合、矯正不能のアルテリ員に対して、理事会はアルテリ除名の問題を総会に提起する」（第17条）とした上で、「アルテリからの除名は、アルテリ員総数の3分の2以上の出席したアルテリ員総会の決議によってのみ行うことができる」（第8条）とされた。

このように、農業アルテリ模範定款が定める定款違反に対する処罰規定によれば、低次の違反行為についてはコルホーズ内で理事会が中心となって対処するものとされる一方、高次の違反行為については裁判の場に移すこととされた。つまり、定款への違反行為の検知、告発、審理、懲罰の決定、懲罰の実施という一連の処理手続きにおいて、高次の違反の場合は、刑事事件として検察、裁判所などコルホーズ外の司法機関が主体的に関与することになる。そのため、高次の違反行為については、処理過程がコルホーズ内部で完結せ

⁶ 「高次」「低次」は筆者による区分であり、定款においてはこの区分は用いられていない。

ずに外部機関が関与するため、低次のものと比較して相対的に顕在化しやすいといえる。逆にいえば、低次の違反行為は相対的に顕在化しにくいことになる。以下において、この問題を検討していくこととする。

1.2 定款違反の顕在化をめぐる問題

定款に対する低次の違反行為については、既述のように、コルホーズの内部で一連の処理過程が完結するため、コルホーズが組織的に違反行為を実施ないし容認している、もしくはコルホーズ構成員の全員（コルホーズ幹部も含む）が違反行為を違反とは認識していない場合、そもそも定款自体の効力そのものが疑問視される状況すら生じることになる。そしてまた、コルホーズの幹部にとっては、自らのコルホーズへの管理能力を外部に対して示すという動機が、定款を遵守するという規範的な動機を上回った場合、外部に可視化される「違反」行為を隠蔽ないし極小化しようとするインセンティブが作用することになる。つまり、定款が遵守されているかどうか、定款への違反行為がどのようなものであるのかについて、コルホーズ幹部による上部機関への報告にバイアスがかかる可能性が存在する。その結果、違反が顕在化する経路は、コルホーズの外部、具体的には州ないし地区の執行委員会や党組織による巡回指導や監査が主たるものとなるといえる。具体的には、定款違反に対する権力の側の統制が強化された39年⁷には、29の検査項目を列挙した一覧表⁸（その中には、共同地から付属地へ切り取った面積や、規定を上回る家畜の頭数などの項目が含まれる）をもとに、州執行委員会に所属する指導員が巡回して違反の実態を記録する動きがみられた。

ここにおいて、州執行委員会の報告書などの史料によって示される定款への「違反」事例は、上記の理由から、潜在的に生じていた（であろう）違反行為のうち上記の経路によって顕在化したものに限られることになり、それらはいくまでも膨大な違反事例の中の氷山の一角にすぎない可能性が高いという点に留意しつつ、以下において、具体的な事例をみていくことにする。

1.3 新定款に対する違反の傾向

35年から36年にかけて多くのコルホーズが新定款を採択し、形式的に受容していく一方で、新定款への違反行為も様々な形で簇生したが、ここではまず、それらの違反事例を端的に示す史料として、1936年4月28日付の州執行委員会指導員イリイン発、州執行委員会副

⁷ 1939年1月29日付で州執行委幹部会・党州委ビューローが「コルホーズにおける農業アルテリ違反の根絶について」の合同決定を行っている（Государственный архив Свердловской области (ГАСО). Ф. 88. Оп. 1. Д. 4791. Л. 17.)。

⁸ うち9項目には複数の小項目が設けられている（ГАСО. Ф. 88. Оп. 1. Д. 4791. Л. 28.)。

議長ホロシュ宛のニジニ・タギル地区に関する報告書⁹を取り上げた上で、違反の実態の一端をみていく。

(イ) 付属地の切り取り

「コルホーズ「スミィチカ」のコルホーズ員は、定款に定められた0.25-0.35haに加えて0.08-0.09haの付属地を保有している」。

(ロ) 輪作違反と土地整理の未完

「コルホーズ「スミィチカ」では正しい輪作がなされていない。コルホーズ内の土地整理が遂行されていない」（定款第3条では、「アルテリの土地は、定められた輪作法に従って、それぞれの耕地に分割される」とある）。

(ハ) 馬匹利用規定違反

「馬匹がコルホーズ員の個人的利用向けに供与されているものの、誰がどこに向けて運搬したのか登録されていない。馬匹の利用料は徴収されていない」（定款第4条には「アルテリ理事会は、必要な場合、料金を取って、社会化された役畜の中から、若干の馬匹を、アルテリ員の個人的必要のために貸与することができる」とある）。

(ニ) 不可分基金への控除違反

「コルホーズの金銭収入からコルホーズの不可分基金への控除が、勘定に入れられていない」（定款第11条には「不可分基金の補填のための控除は、穀作地方ではアルテリ金銭収入の12%以上15%以下（略）の範囲で行う」とある。なお、同基金は農機具、家畜、建築材料などの購入に際して支出される）。

これらの違反事例は、住宅付属地の保有や輪作の導入といった基本的な土地利用のあり方をはじめ、コルホーズの共有財産である馬匹（ちなみに馬匹の私有は認められていない）や不可分基金の管理といった、コルホーズの基本的な経営に関するものであり、これらの事例をみるだけでも、定款が有形無実に近い状態にあったコルホーズが存在していたことが伺える。

同様の違反が、36年以降にも数多く見受けられた。それらの事例は、1939年7月8日付で州執行委員会指導員スカチコフが州執行委員会副議長ヴォロジヤニノフ宛に作成した「キーロフグラード地区における農業アルテリ定款違反ならびに共同地保護の手法に関する報告書」など、30年代後半に州執行委員会および州党委員会によって作成された文書において数多くみることができる。このような定款違反の横行を受けて、1939年3月20日付の第18回党大会決定において、「農業アルテリ定款違反との闘争を強化し、コルホーズの利益への侵害につながりコルホーズの規律の強化を妨げるような住宅付属地経営、住宅付属地の区画、そして各コルホーズが保有する家畜の違法な増加を許容しないことが必要である」¹⁰と指摘されるに至った。

しかし、ここでは違反が横行していたという事実を指摘するだけにとどめておき、以下

⁹ ГАСО. Ф. 88. Оп.1. Д. 4378. Л. 109-110.

¹⁰ Решения партии и правительства по хозяйственным вопросам (1917-1967 гг.). Том 2. Москва. 1967. С. 703.

では、定款違反の中でも最も注目すべき要素、すなわち雇用労働の利用に焦点を当ててみていくことにする。

2. 雇用労働をめぐる定款違反

上記でみてきた事例以外に特筆すべき違反事例として、雇用労働をめぐる違反があげられる。新定款では、耕作など農作業全般において、コルホーズ員以外の労働力の雇用が原則として禁じられていた。すなわち、新定款第13条によれば、「農作業等への雇用による就労は、専門の知識および教育を有する者（農業技師、工業技師、技手その他）にかぎり許される」とされ、「臨時労働者の雇用は、アルテリの全構成員を完全に働かせてもなお、アルテリ員の現存労働力をもってはどうしても必要な作業を所定の期間中に遂行することができないような特別の場合ならびに建設作業に関してのみ、許される」という例外規定のもとにおかれていた。しかし、実際には、この条項に反して農作業で不足する労働力を広範に雇用労働力によって補う¹¹コルホーズが、1930年代後期のスヴェルドロフスク州で広範に存在していた。

2.1 雇用労働力利用の全般的動向

この雇用労働力の利用に関するスヴェルドロフスク州内の全般的な動向は、表1に示した通りである（「1939年におけるスヴェルドロフスク州コルホーズの年次報告書における主要検討事項の総括に向けた説明文書」¹²に付された表による）。それによれば、1937年に耕作に従事した雇用労働力（単位：人・日）は雇用労働力総数の約70.1%を占めており、コルホーズの中核的な作業である耕作に従事した雇用労働力がかなりの数にのぼっていたことがうかがえる。

但し、翌38年にはその比率は大幅に低下して約38.1%となり、39年には約16.3%まで下がっている。また、耕作の雇用労働力の推移をみると、37年から38年にかけて約69.9%減少し、翌年にかけても約73.8%減少しており、2年連続でかなり大幅の減少をみせている。

¹¹ なお、農繁期に学生・生徒を無償で動員して農作業にあたらせる事例は、ここでの考察外とする。

¹² Центр документации общественных организаций Свердловской области (ЦДООСО). Ф. 4. Оп. 35. Д. 286. Л. 43-51об. (Колхозная жизнь на Урале 1935-1953. Москва. 2006. С. 304. 所収). なお同文書は、1940年5月に州国民経済計算局副主任代行および同農業会計部門主任が作成したものである。

表1 スヴェルドロフスク州のkolhozにおける雇用労働力の動向

	37年		38年		39年		40年	
	(人・日)	(構成比%)	(人・日)	(構成比%)	(人・日)	(構成比%)	(人・日)	(構成比%)
ある期間働いた雇用労働力の全数	1,488,954	100	824,417	100	503,835	100	479,598	100
うち耕作	1,043,794	70.1	314,384	38.1	82,267	16.3	128,582	8.5
建設	148,270	10.0	169,441	20.6	146,497	29.1	152,421	17.3
支援企業	112,014	7.5	120,270	14.6	84,178	16.7	54,241	10.6
その他の労働	184,876	12.4	220,322	26.7	190,893	37.9	144,354	97.0

37-39年: ЦДООСО. Ф.4. Оп. 35. Д. 286. Л. 43-51об. (Колхозная жизнь на Урале 1935-1953. Москва. 2006. С.304. 所収)

しかし、この減少について、同文書では以下のように評価されている。「州内kolhozにおける雇用労働力の利用のこのような減少は、不十分である。労働力の雇用は、農業アルテリ定款への違反である。我が州においてこの違反が大量にみられる。1万3329名のkolhoz員が作業日の規定最小限を稼得せず、2792名のkolhoz員が一日も作業日を稼得せず、8万9951名のkolhoz員が100日以下の作業日しか稼得していない中で、1616のkolhozが雇用依存していた」¹³。

ここにおいて、37年から39年にかけて雇用労働力の利用は急激な減少をみせたが、そもそも雇用労働力への依存（特に耕作において）自体が農業アルテリ定款に違反するものであり、37年から39年にかけて顕著な減少がみられたにもかかわらず、39年時点で同州のkolhoz総数の約77%にあたる1616kolhozが雇用労働力を用いていたことは、kolhozをkolhozたらしめる中核的な要素といえる耕作において、外部の労働力に依存するkolhozが広範に存在していたことを示している。このことは、年間の作業日を一単位も稼得することがないkolhoz員が広範に存在していた（表2ならびに表3参照）ことから、間接的に示される。

¹³ Там же. С. 305.

表2 スヴェルドロフスク州におけるコルホーズ員の作業日の動向

	37年	38年	39年	40年
コルホーズでの生産に参加したコルホーズ員総数	271,975	262,158	286,302	—
うち労働可能な成年男性	108,201	105,714	113,162	—
労働可能な成年女性	126,478	118,825	129,647	—
12—16歳の未成年	37,296	37,619	43,493	—
コルホーズ員(含む未成年)の当該会計年度における作業日の構成比%				
50作業日以下	19.2	19.6	17.6	11.4
51—100作業日	13.0	13.0	13.8	
101—200作業日	23.1	21.9	22.9	25.3
201—300作業日	21.0	19.7	19.2	22.9
301—400作業日	13.7	13.9	13.8	40.4
401作業日以上	10.0	11.9	12.7	
1作業日も労働しなかったコルホーズ員数	n.a.	12,514	n.a.	1,104
うち労働可能な成年男性	n.a.	1,847	528	—
労働可能な成年女性	11,769	4,722	2,264	—
未成年	n.a.	5,946	n.a.	—
法定最低限作業日を労働しなかった成年コルホーズ員(60作業日以下の労働)数	n.a.	n.a.	13,329	10,047

37-39年: ЦДООСО. Ф.4. Оп. 35. Д. 286. Л. 43-51об. (Колхозная жизнь на Урале 1935-1953. Москва. 2006. С.303. 所収)

40年: ЦДООСО. Ф. 4. Оп. 35. Д. 287. Л. 55-79. (Колхозная жизнь на Урале 1935-1953. Москва. 2006. С.320. 所収).

表3 スヴェルドロフスク州における作業日ゼロのコルホーズ員の動向

	36年	37年	38年	39年	40年
男性	9,290	n.a.	1,847	528	271
女性	10,002	n.a.	4,722	2,264	833
合計	19,292	11,769	6,569	2,792	1,104
全コルホーズ員に占める比率%	7.8	4.7	2.8	1.1	0.5

ЦДООСО. Ф. 4. Оп. 35. Д. 287. Л. 55-79. (Колхозная жизнь на Урале 1935-1953. Москва. 2006. С.320. 所収)

つまり、35年以後のコルホーズにおいて、実質的には国家権力がコルホーズに対して想定する「本来あるべき姿」から逸脱した事例が数多く存在していたといえる。そして、その事例は、雇用労働力の利用の傾向や、作業日を全く稼得しないコルホーズ員数の動向の傾向から、36年から37年にかけての期間において顕著であったことが示唆される。

2.2 雇用労働力利用の誘因

他方で、引き続き上記文書を見ると、次のような記述がみられる。「コルホーズは莫大な資金を雇用労働力への支払に費やした。[州全体で・・・引用者注] 510万1628ルーブルがコルホーズの資金から上記の目的のために支出されたが、これらの資金の大半はコルホ

ーズ員の所得に支出することが可能であったはずである」¹⁴。ここでは、雇用労働力の多用によってコルホーズの現金収入¹⁵から多額の資金が雇用労働力の利用に向けて支出されたことが、具体的な金額を伴って示されている。そして、雇用労働力の利用がコルホーズ員の現金所得の減少を招いたことも指摘されている。これを逆にみれば、コルホーズ員は、現金所得の減少と引き換えに外部から労働力を雇用することを選択したことになる。ここにおいて、コルホーズ員が現金収入を犠牲にしてでもコルホーズ内の耕作を忌避した要因は何であったのかという問題が浮かび上がる。

この問題に関連して、同文書の記述をみると、以下のような記述がある。「コルホーズにおける労働に然るべき組織ならびに規律をもってすれば、州内のコルホーズは雇用労働力なしに済ますことが可能であっただけでなく、1939年の実績をかなり上回る労働力の量を工業に分与することが可能であつたであろう」。ここでは、当時のスヴェルドロフスク州では工業部門における労働力の需要が旺盛であり、農業部門から工業部門への労働力の移動の必要性が高かったことが示唆されている。

このことから、工場へ通勤可能なコルホーズ員が、自らの属するコルホーズにおける耕作等を（コルホーズから得る現金収入を犠牲にしてでも）忌避して工場における労働を選択し、その欠落を、当該コルホーズに通勤可能であり、かつ現金収入を求める他のコルホーズ員等が雇用労働の形で埋めたという図式が成立する可能性を指摘できる¹⁶。また、生産された物資の多くを各経営が自由に処分できる個人副業経営に労働の多くを投入することにより、結果的にコルホーズにおける共同作業が忌避された可能性も指摘できよう。

2.3 個別にみたコルホーズの雇用労働力利用

ここまでスヴェルドロフスク州全体におけるコルホーズでの雇用労働力の利用についてみてきたが、それらはいくまでも州全体の全般的な動向であった。そこで以下では、州全体の全般的な傾向ではとらえきれない、個別のコルホーズにおける雇用労働力利用の具体的な実態について検討していく。対象となるコルホーズは、コメンスク地区のコルホーズ「プロレタルカ」であり、史料は、同コルホーズがソ連邦土地人民委員部宛に提出した年次報告書である（1936会計年度：ГАСО. Ф. р-2303. Оп. 1. Ед. хр. (Дело) 451. 1937会計年度：ГАСО. Ф. р-2303. Оп. 1. Ед. хр. (Дело) 454.）。そこには、当該コルホーズの会計などに関する具体的な数値が記載されている¹⁷。

¹⁴ Там же. С. 305.

¹⁵ なお同文書によれば、州内のコルホーズの現金収入総額は1937年に6475万2千ルーブル、1938年に9507万2千ルーブル、1939年に1億557万4千ルーブルであり、雇用労働力への支出額が占める比率は、39年で4.83%である。

¹⁶ しかし、ここではあくまでも可能性を指摘するだけにとどめる。この論点の詳細な検討は今後の課題として残される。

¹⁷ 本稿では、同コルホーズの年次報告書のうち、閲覧可能であった36年から39年の分を検討する。

表4 コルホーズ「プロレタルカ」の農戸およびその人員

	1937年 1月1日	1938年 1月1日	1939年 1月1日	1940年 1月1日
戸数(家族・単身)	86	96	84	96
個人数(1月1日時点で脱退していた家族構成員は含まず)	302	295	296	266
うち労働可能な16歳以上	128	179	181	184
12歳以上16歳未満	35	30	25	24
上記以外で37年1月1日時点でコルホーズ外に出かけている(赤軍、通学、出稼ぎ、勤務(на службе))	17	34	12	38

1937年: ГАСО. Ф. р-2303. Оп. 1. Ед. хр. (Дело). 451. Л. 1.

1938年: ГАСО. Ф. р-2303. Оп. 1. Ед. хр. (Дело). 454. Л. 2.

1939年: ГАСО. Ф. р-2303. Оп. 1. Ед. хр. (Дело). 458. Л. 2.

1940年: ГАСО. Ф. р-2303. Оп. 1. Ед. хр. (Дело). 459. Л. 6 об.

表5 コルホーズ「プロレタルカ」年次会計(抜粋)

	1936年		1937年		1938年		1939年	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
現金収入の合計	57,038.09		63,780.24		74,149.63		60,797.74	
収入現金税	3,010	2,795	2,813	1,786	4,093.74	5,570.80	4,500	4,313.37
保険費	3,000	1,700	3,200	2,020	2,700	7,084.77	5,200	4,581.24
その他支払	600	2,143.6	500	0	-	-	-	-
不可分基金への繰入	13,400	6,883	14,000	2,323.2	-	11,122	12,765	9,179
生産関連費用								
設備・機器修理費用	1,530	1,059.5	1,600	598.3	1,000	562.45	2,000	1,465.46
種子・植物購入費	100	293.3	700	446.7	2,500	2,096.5	4,000	3,913.05
家畜用飼料購入	500	584.6	2,000	1,597.1	0	192.5	10,000	4,095
家畜治療支出	-	-	-	-	-	-	-	609.77
肥料購入	-	-	400	0.0	250	-	200	-
害虫駆除手段購入	150	130.9	150	80.1	50	197.05	150	138.98
燃料・潤滑油購入	2,500	3,318.5	4,500	4,266.4	3,000	4,722.63	5,000	3,715.43
企業のための資材購入	100	725.4	100	258.5	500	442.16	500	430.13
MTS作業への支払金	1,000	184.7	500	50	1,000	650	1,000	1,267.45
雇用した専門家(獣医、農学者、その他)への支払	1,300	2,387.6	3,000	2,711.6	2,300	2,128.25	-	-
製粉機購入	1,300	972.3	2,000	2,106.9	1,000	437.06	1,000	869.69
雇用人員への支払	-	-	-	-	-	-	3,000	2,894.86
その他支出・費用(雇用労働力を含む)	3,700	6,552.6	-	-	(不明)	8,586.74	-	-
うち雇用労働力	-	-	5,500	12,809.5	-	-	-	-
罰金	-	-	-	2,439.7	-	-	-	-
生産関連費用の小計	12,780	16,209.7	20,450	27,764.2	(不明)	20,829.5	25,357	20,017.17
雇用された行政管理要員への支払	350	232.3	0	0.0	-	-	-	-
その他支出	750	718.3	1,400	877.1	1,000	350.96	1,000	534.76
行政管理向け支出の小計	1,050	950.5	1,400	877.1	1,000	350.96	1,000	534.76
建設関連の雇用労働力への支払	-	-	-	-	4,000	5,093	7,000	1,910.32
特定基金への繰入	3,200	1000	4500	2000	-	-	-	-

1936年: ГАСО. Ф. р-2303. Оп. 1. Ед. хр.(Дело) 451. Л. 4 об.

1937年: ГАСО. Ф. р-2303. Оп. 1. Ед. хр.(Дело) 454. Л. 6.

1938年: ГАСО. Ф. р-2303. Оп. 1. Ед. хр.(Дело) 458. Л. 6-6 об.

1939年: ГАСО. Ф. р-2303. Оп. 1. Ед. хр.(Дело) 459. Л. 11-11 об.

表4によれば、同コルホーズの農戸数は37年1月1日時点で86戸、コルホーズ員数は同時点で302名である。表5をみると、コルホーズの現金支出に占める雇用労働力を含む支出の比率が高いことがみてとれる。36年については、「その他支出・経費」に雇用労働力への支出が含まれているため雇用労働力への支出額そのものは明示されていないが、37年には雇用労働力への支出額が明示されている。しかし、37年の部分では、雇用労働力の内訳である耕作や建設作業などの作業別の区分がなされていないため、コルホーズ員の基幹的な作業であり、外部の労働力に依存することが想定されていない耕作における雇用労働力への支出額は判明しない。他方で、38年および39年は建設作業の雇用労働力の利用の部分が分離して明示されているため、建設作業の雇用労働力を除いた雇用労働力（その多くを耕作が占めるものと想定される）への支出額を類推することができる。その推定は、（38年の値がないため）37年の雇用労働力への支出から38年の建設関連の雇用労働力への支払額を差し引くことでなされ、その額は7716.5ルーブルとなる。この額は、38年の生産関連費用の約37%、37年の生産関連費用の約28%となり、おおよそ3分の1を占めるといえる。

表6 コルホーズ「プロレタルカ」における共同経営への参加動向

	16歳以上								12歳以上16歳未満				合計			
	男性				女性				36年	37年	38年	39年	36年	37年	38年	39年
	36年	37年	38年	39年	36年	37年	38年	39年								
作業日50日以下	9	11	14	6	27	11	19	10	21	19	13	10	57	41	46	26
51日～100日	14	7	8	5	11	10	12	5	11	7	5	6	36	24	25	17
101日～200日	13	22	13	13	24	22	25	15	7	4	4	8	44	48	42	36
201日～300日	22	20	21	19	25	29	15	23	4	2	2	-	51	51	38	42
301日～400日	10	16	16	22	18	15	7	13	-	-	1	-	28	31	24	35
400日超	9	9	10	15	3	12	10	5	-	-	-	-	12	21	20	20
コルホーズの作業に参加したコルホーズ員総数	77	85	82	80	108	99	88	71	43	32	25	24	228	216	195	176
1日も作業日がないコルホーズ員数	1	9	1	1	4	18	4	11	-	-	6	-	5	27	11	12

1936年：ГАСО. Ф. р-2303. Оп. 1. Ед. хр. (Дело). 451. Л. 1.

1937年：ГАСО. Ф. р-2303. Оп. 1. Ед. хр. (Дело). 454. Л. 2.

1938年：ГАСО. Ф. р-2303. Оп. 1. Ед. хр. (Дело). 458. Л. 2.

1939年：ГАСО. Ф. р-2303. Оп. 1. Ед. хр. (Дело). 459. Л. 6 об.

表7 コルホーズ「プロレタルカ」における全労働力の誘因と利用（単位：人・日）

	36年	37年	38年	39年	
耕作	個人農	307	1,473	920	-
	他コルホーズ員	21			
建設	690	1,000	620	476	
(支援)企業			-	60	-
その他作業	30		30	-	
サービス				-	-
自動車運転	30	240			
自動車運転			210	286	
人・日の合計	1,078	2,713	1,840	762	

1936年：ГАСО. Ф. р-2303. Оп. 1. Ед. хр. (Дело). 451. Л. 1.

1937年：ГАСО. Ф. р-2303. Оп. 1. Ед. хр. (Дело). 454. Л. 2.

1938年：ГАСО. Ф. р-2303. Оп. 1. Ед. хр. (Дело). 458. Л. 2.

1939年：ГАСО. Ф. р-2303. Оп. 1. Ед. хр. (Дело). 459. Л. 6 об.

また、支出面だけでなく動員された労働力の面からみても、表6で示されているように、外部から誘致された労働力のうち、耕作に従事する比率は、36年に30%、37年には54%

とかなり高い。さらに、表7からわかるように、作業日がゼロないし50日以下のコルホーズ員が全体の約4分の1を占めており、自コルホーズ員が作業をしない一方で、外部から耕作にも雇用労働力が動員されていることがわかる。

2.4 小括

この事例にみられるように、コルホーズの耕作において、雇用労働力の利用は（37年までは特に）顕著なものがあつた。そして、コルホーズ員による共同作業が過小である一方で雇用労働力を多用するコルホーズに対しては、「コルホーズの形態をとったソフホーズの出現」という表現が用いられるに至つた（1938年3月19日付「コルホーズからのコルホーズ員の除名問題に関するスヴェルドロフスク州協議会議事録」¹⁸）。ここでは、国営農場であるソフホーズにおいて構成員全員（耕作に従事する者も含む）が賃金を受給される勤労者であることと、コルホーズにおいて耕作に賃金を報酬として得る雇用労働力が多用されていることとの間に、耕作従事者が賃金を報酬として得ている点が共通していることを以て、両者の共通点に着目した形の比喩が用いられているといえよう。

しかし、ソフホーズと雇用労働力を多用するコルホーズの間には、賃金を報酬として得る労働力を耕作に従事させているという共通点があるものの、他方で、重大な相違点が存在していた。すなわち、ソフホーズは国営農場として国家から様々な面で保障を受ける存在であつたのに対し、コルホーズは、所得面において国営企業の勤労者のような保障を国家から与えられない存在であつた（年金の面でも、コルホーズ員に対する年金制度が導入されたのは戦後しばらく経ってからのことである）。そのため、コルホーズ農民は生き残りを図るために、定款に違反する行為を、時と場合によってはコルホーズぐるみで組織的に行つたといえるのである。

つまり、ここにおいて、「国家によって押し付けられた規範の遵守を二の次にしてでも、自分たちの面倒は自分たちでみる」という類型の成立が示唆されるのである。

おわりに

上記の如き新定款への違反の横行を受けて、国家権力の側は農民に対して1938年から39年にかけて「攻勢」をかけた。具体的には、38年4月に「コルホーズ員のコルホーズからの除名の禁止について」および「コルホーズにおける不当な収入の分配について」を法制化し、39年には、共同作業の最低限の作業日が法定されることになつたのである。この法定最低限作業日の設定によって、共同作業に一定（最低限の作業日）以上参画しないコルホーズ員は、コルホーズ員として受ける便益を喪失することとなつた。また同年5月には、農民がコルホーズの共同地を切り取つて自らの住宅付属地へと転用することを禁ずる「コル

¹⁸ ЦДООСО. Ф. 4. Оп. 31. Д. 30. Л. 178. (Колхозная жизнь на Урале 1935-1953. Москва. 2006. С. 207 所収).

ホーズ共同地の切り取りからの保全の方策について」の決定を行った。その結果、作業日ゼロのコレホーズ員数が38年から39年にかけて減少に転じ、それと並行してコレホーズにおける雇用労働力の利用も減少した。

この状況を受けて、35年に土地の永久利用権を容認することで農民に対して一定の「譲歩」をみせたソヴェト国家権力は、37年に激化した大テロルを経て、地区指導者への抑圧などを通じて、新定款をはじめとする諸規則を遵守させるべく、コレホーズに働きかけていった。そして、これら一連の政策の背景には、農民が新定款を軽視（ないし無視）し、国家権力が想定した模範的な形ではなく「農民流のやり方」でコレホーズに関わっていた実態があった。

この政策は、第二次世界大戦中に、コレホーズ農民に対してコレホーズ市場における農産物取引の拡大を容認し、そこでの取引によるコレホーズ農民の蓄財を黙認する形でさらなる転換をみせるのであるが、この問題の考察は別途の機会に委ねることとする。